

ふるさと納税で京丹後へGo！「京丹後ふるさと宿泊クーポン券」事業概要

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、京丹後市への寄附の促進による「市民と地域がキラリと『光り輝くまち』」の実現を目指すとともに、実際に宿泊客を誘客することによる京丹後市観光公社会員施設への送客及び地域経済の活性化と高付加価値化を図るため、本市へ寄附された方へのお礼品として宿泊クーポン券（以下、「宿泊券」という。）を発行します。

2 事業主体 京丹後市観光公社

3 実施期間 令和2年12月1日（火）から、ふるさと納税ポータルサイトに掲載予定

4 実施内容

(1) 京丹後市へのふるさと納税の返礼品として、参加宿泊施設で利用できる宿泊券を発行します。

※宿泊券の詳細は「5. 宿泊券の内容」を参照

(2) 1口あたり40,000円の寄附に対し、「10,000円分」の宿泊券を1枚発行します。

(3) 宿泊者向けアンケートを実施します。

5 宿泊券の内容（予定）

①額 面 1口あたり40,000円の寄附に対し、「10,000円」の宿泊券を発行します。

②掲載サイト 「ふるぽ（ふるさとチョイス）」、「京丹後市ふるさと納税特設サイト」等に順次掲載予定

③掲載期間 令和2年12月1日（予定）～

④利用施設 本事業に参加申込した京丹後市観光公社の会員宿泊施設のみ

⑤有効期間 発行日から1年間。有効期間外の宿泊券は無効です。

- ⑥利用内容
- ①1回の精算に利用できる宿泊券の枚数や人数に制限はありません。
 - ②宿泊券は、各種キャンペーン等の割引後の支払額にご利用いただけます。
 - ③宿泊施設での支払額が宿泊券の金額を下回る場合でも、お客様への差額返金は不可とします。
 - ④日帰り利用の場合は、宿泊券は利用不可とします。
 - ⑤宿泊予約の方法は問いませんが、宿泊券を利用できるのは、現地での精算の場合のみ。事前決済の場合は利用不可とします。
 - ⑥宿泊券は、宿泊キャンセル料に対する利用は不可とします。
 - ⑦宿泊券は、払い戻し、換金・交換・転売はできません。
 - ⑧宿泊券は、盗難・紛失・滅失等があっても再発行はできません。
- ⑦精算方法 翌月10日までに、所定の様式にて宿泊券利用額を観光公社に請求。翌月末までに京丹後市観光公社からお支払いします。

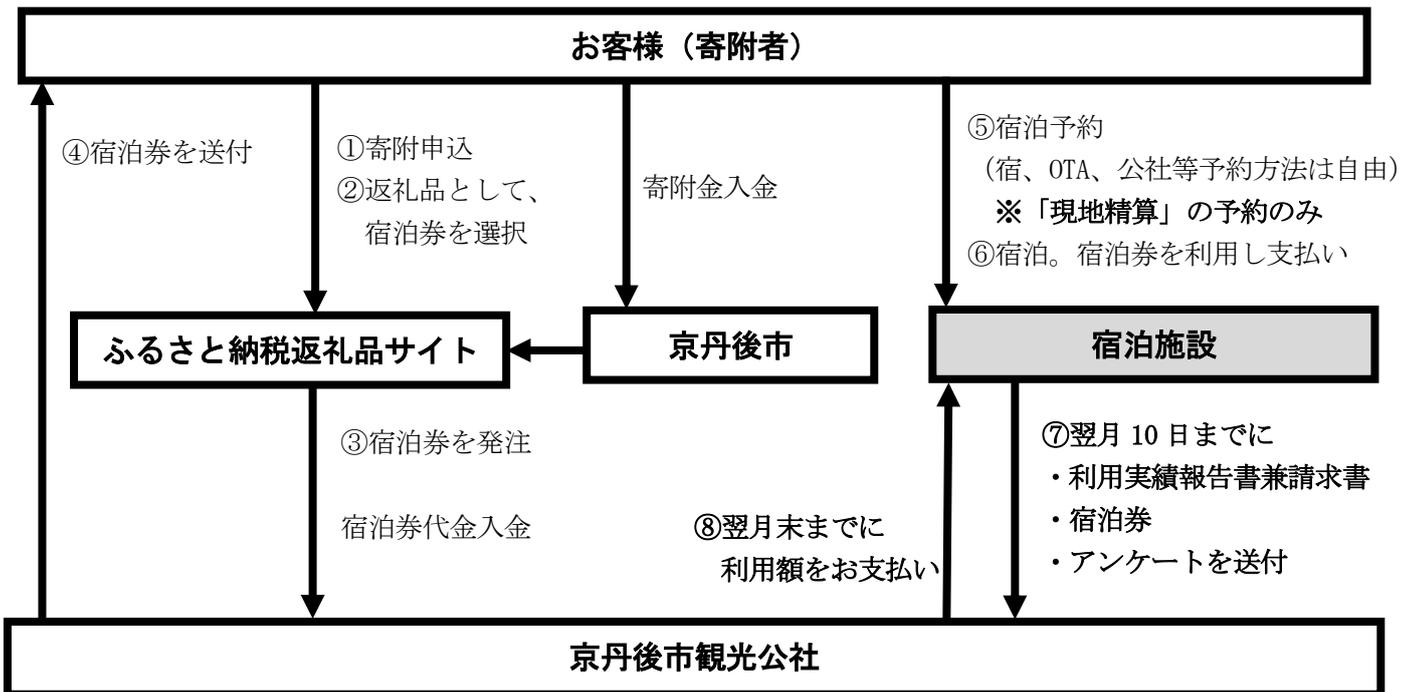
6 宿泊施設でのご対応（予定）

- (1) 宿泊代金等の支払いに宿泊券を利用いただけてください。
- (2) 京丹後市観光公社で準備する「宿泊者アンケート」への協力依頼をお願いします。
- (3) 翌月10日までに、利用実績の報告と利用額の請求をお願いします。

7 対象施設 京丹後市観光公社の会員施設のうち、次の（1）と（2）の両方を満たす施設

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する旅館業の営業許可を受けている者が営む施設
- (2) 京丹後市と京丹後市観光公社が連名で作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（標準的対策）」を参考に適正な感染防止対策を講じている施設
- (3) 「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」を理解し、京丹後市観光公社が発行する「安全・安心な観光推進のまち」宣言事業所ステッカーを貼付している施設（京丹後ナビ内「安全・安心な観光推進のまち」参照 <https://www.kyotango.gr.jp/covid-19/>）

8 実施手順 ※返礼品サイトによって流れが異なるため、下記はイメージです。



9 広報・宣伝（予定）

京丹後市観光公社のWEBサイトや Facebook 等で周知するほか、今後、専用ページを作成し、広告（WEB・紙媒体）による広報を実施予定。

10 参加申込

- （1）「京丹後ふるさと宿泊ギフト券事業 参加申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールで観光公社までお申し込みください。本事業へのご参加は無料です。
- （2）申込期限までに申し込んでいただいた場合、サイト掲載開始時に「宿泊クーポン券を利用できる施設」として紹介します。
- （3）取り扱いマニュアル等の詳細は、12月初旬を目途にご案内します。

11 申込期限 令和2年11月25日（水）まで

12 お問い合わせ・お申し込み先

京丹後市観光公社 担当：宇野、楠本

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822 E-mail：info@kyotango.gr.jp

住所：629-3101 京丹後市網野町網野 367 番地アミティ丹後 1F